

国及び地方公共団体向け研修の企画運営 仕様書

1. 一般仕様

1. 1 件名

国及び地方公共団体向け研修の企画運営

1. 2 目的及び概要

原子力災害時に国の原子力災害対策本部、地方公共団体災害対策本部等において、中核的役割を担う人材、またはそれを補佐する人材の育成は喫緊の課題であり、併せて、地方公共団体が講じる防護措置に対応する地方公共団体職員等にとってそれぞれに求められる防災対応能力を、体系的かつ効果的に育成する必要がある。

本業務は、日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）が受託する内閣府の令和6年度原子力施設等防災対策等委託費（原子力災害対応人材育成等）事業（以下「令和6年度委託事業」という。）の一環として、研修体系、カリキュラム及び評価方法に対する提案、それに付随する教材案等の作成、研修の円滑な実施に係る補助業務を行うものである。

1. 3 作業内容

- (1) 研修体系検討のための支援
- (2) 研修プログラムの企画運営
 - 1) 研修カリキュラムの提案と教材案の作成
 - 2) 研修の運営支援
- (3) その他
 - 1) 定期的な進捗報告の実施
 - 2) 報告書の作成

1. 4 納期

令和7年2月28日（金）

1. 5 納入場所及び納入条件

- (1) 納入場所
機構原子力緊急時支援・研修センター
専門研修グループ
- (2) 納入条件
持込渡し、又は郵送等。郵送等で納入する場合は、送付先を別途指示する。

1. 6 検収条件

「1. 8 提出物」の確認並びに、機構が仕様書の定める業務が実施されたと認めた時を以て、業務完了とする。

1. 7 検査員及び監督員

- (1) 検査員
一般検査 管財担当課長
- (2) 監督員
原子力緊急時・支援研修センター専門研修グループ員

1. 8 提出物

1. 8. 1 提出図書等

- | | | |
|------------------------|-------------|-----|
| 1) 作業工程表 | 契約締結後速やかに | 1 式 |
| 2) 打合せ議事録 | 打合せ後1週間以内目途 | 1 式 |
| 3) 検討に使用したデータ | 納入時 | 1 式 |
| 4) 報告書（MS Word 文書） | 〃 | 2 部 |
| 5) 2)～4)を格納した上記資料の電子媒体 | 〃 | 1 式 |

6) その他機構が必要とする書類

詳細は別途協議

1. 8. 2 提出場所

1. 5 (1) に示す場所

1. 8. 3 報告書

報告書はMS Word形式、A4 サイズを原則とし、図表等は A3 サイズの折り込みも可とする。

1. 8. 4 電子データ

1. 8. 1 の5) に示す電子媒体に収める資料の電子データは、以下のとおりとする。

1) Microsoft Office で作成したファイル：「Microsoft Word2016」、「Microsoft Excel2016」、「Microsoft Powerpoint2016」のいずれかで編集可能であるもの。

2) PDFファイル：Adobe Acrobat 2017以降のバージョンで閲覧できるもの。

1. 9 貸与品

本作業の実施にあたり、機構から受注者に以下のものを無償で貸与する。

1) 「令和3年度原子力施設等防災対策等委託費（原子力災害対応人材育成等）事業」内閣府受託報告書

2) 「令和4年度原子力施設等防災対策等委託費（原子力災害対応人材育成等）事業」内閣府受託報告書

2) 「令和5年度原子力施設等防災対策等委託費（原子力災害対応人材育成等）事業」内閣府受託報告書（以下、「令和5年度事業報告書」という。）

1. 10 機密保持

受注者及び作業担当者は、本作業に関する情報を第3者に漏らしてはならない。

1. 11 資格要件

1) 原子力防災の人材育成及び研修教材作成と研修実施に関する知見・技術力を有していること。

2) 地域に特化した自然災害、複合災害に関する「災害対応」及び「緊急時対応計画の立案運営」に係る調査、コンサルティング業務及び教育・訓練の教材整備に関する知見・技術力を有していること。

3) 国が実施する災害対応要員向け研修の枠組みの検討に関する知見・技術力を有していること。

4) 研修対象者である地方公共団体からの要望により、研修日程がある時期に集中することに鑑み、複数の研修及びその準備が滞りなく実施できることなお、事業実施中であっても、内閣府、地方公共団体の要望を踏まえて、機構からの指示に基づき十分な技術力のある者を追加配置すること。

1. 12 グリーン購入法の推進

本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1. 13 協議

本作業を円滑に遂行するため、必要に応じて協議・打合せするものとする。この協議・打

合せの主要な内容は議事録として、打合せ後の1週間以内に提出すること。また、本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、機構と協議の上、その決定に従うものとする。なお、報告の内容や時期などについては、協議の上決定する。

1. 1 4 特記事項

1. 1 4. 1 成果物の帰属等

この業務により作成された目的物に係わる著作権その他この目的物の使用、収益及び処分（複製、翻訳、翻案、変更、譲渡、貸与及び二次的著作物の利用を含む）に関する一切の権利は機構に帰属するものとする。

1. 1 4. 2 成果物の公開

成果の内容を公開する場合は、受注者及び機構関係者間で協議を行い、公開範囲を決定する。

2. 技術仕様

本業務は、原子力緊急時の防災対応において、研修用カリキュラムの提案と教材案の作成、研修の検討、試行等を、以下のように行うものである。

2. 1 研修体系検討のための支援

2. 1. 1 研修評価体制項目に係る提言業務

適切な外部評価を行うためには、まず評価員に対し研修全体の構成と各研修の役割を示すことが重要であることから、評価実施前に現在の研修体系に係る整理を行うこと。この研修体系案のご提案について、国、地方公共団体等の訓練実施状況を踏まえて提案すること。

2. 1. 2 研修視察

検討に際し、受注者で研修視察が必要と判断する場合は、機構に申し出たうえで視察することは差し支えない。2. 2に示す研修以外に令和6年度委託事業で実施し視察可能な研修を表1に示す。

表1 視察可能研修

研修名	実施回数	開催場所
中核人材研修（講義）	2回	オンライン
中核人材研修Ⅰ（国要員）	2回	都内会議室
実務人材研修（避難退域時検査等）		
初任者向け	1回	オンライン
実施計画策定者向け	1回	オンライン
検査場立ち上げ研修	1回	ひたちなか市内若しくは関係自治体検査場所
検査場責任者向け	1回	オンライン
実務人材研修（バスによる住民避難等）		
地域別研修	3回	機構が指定する地域（2. 2（4）で示す地域を除く）
地方公共団体向け研修	1回	オンライン
原子力防災専門セミナー	1回	都内会議場
OIL判断に係る図上演習	2回	都内会議室

2. 1. 3 進捗確認の実施

研修体系の検討にあたっては、機構と四半期に1回程度の進捗確認を実施し、とりまとめ状況、改善案について協議する。なお、必要に応じて本進捗確認打合せに内閣府からの同席があることを了承すること。

2. 1. 4 研修体系全般に係る提言業務

機構が内閣府の令和6年度委託事業の一環で実施する研修及び地方公共団体における研修ニーズ調査並びに機構が事務局を務める研修評価委員会で得られた知見を踏まえ、内閣府の研修体系全体を考慮したうえで、人材育成事業で実施すべき研修項目、その研修を受講すべき対象者、研修で取得すべきスキル設定、取得すべきスキルの目標到達レベル、取得に至るまでのマイルストーンを整理すること。

上記の整理内容、防災に係る他の研修・訓練における事例を参考に、機構が実施する研

修の更なる向上に向けてこれまでの能力要件の見直し等を含めて人材育成研修体系の改善提案を行うこと。必要に応じて、内閣府研修体系に及ぶ提言となっても差し支えない。

2. 2 研修企画及び運営業務支援

機構が、国及び地方公共団体の中核となる原子力防災担当者を対象とした研修を行うため作成する研修教材に対し、技術提案及び作成補助を行うこと。

研修教材には、講義等資料に加えて、図上演習資料、教育指導要領を含めものとし、共通事項として以下の条件に従って、技術提案及び作成補助を行うこと。

- 教材案については、令和5年度事業報告書に示す成果を踏まえること。
- 日本産業規格（JIS Q 22320:2013「社会セキュリティ-緊急事態管理-危機対応に関する要求事項」、JIS Q 22398:2014「社会セキュリティ-演習の指針」等）を参考として作成すること。
- 研修の企画運営にあたっては、機構が取りまとめた研修結果及び実施報告をもとに、短期的に改善が可能な事項についてはカリキュラム案及び教材案にフィードバック改善を図ることに協力すること。

内閣府、機構の求めに応じて、国外事例、日本国内の原子力災害以外の自然災害事例（特に津波、地震に伴う大規模災害）、これまで関係機関等において2. 1に類する提案内容に基づいた提案とすること。

個別研修ごとの詳細は以下（1）～（4）に示す。

併せて、個別研修実施に際して必要な運営業務支援を行うこと。

（1）～（4）に示す集合研修について、新型コロナウイルス等の影響により集合研修の実施が困難な場合、機構が検討した代替の方法により開催する。

（1）中核人材研修Ⅱ

①研修概要

研修目的：原子力災害対策マニュアル、機能班マニュアル等に基づいて各機能班の基本的な業務内容を理解し、各事態において機能班要員に的確に指示を行う等の迅速な対応力向上を図ることを目的とする。

受講対象者：原子力防災に係る業務に従事する官邸/ERC/OFCの各機能班班長、班長代理、意思決定者をサポートする中核的な活動を行う要員

場所：東京（機構にて会場を手配）

日程：1回あたり1日

開催回数：1回

時期：令和6年9月頃予定

受講者数：15名（想定）

受講者想定：内閣府（原子力防災）、原子力規制庁職員等。

研修実施形式：受講生とファシリテーターによる1対1のブラインド方式演習

②企画補助内容

当該研修で準備する研修資料は以下のとおりとする。

- 当該研修の前提条件を含むオリエンテーション資料
- 受講生の所属機能班における活動に係る設問

機構が内閣府と協議のうえ、令和6年度総合防災訓練若しくは令和5年度総合防災訓練で取り扱った訓練シナリオを基に研修で取り扱う緊急事態区分を設定する。

受注者は、これを受けて、原子力災害対策指針、原子力災害対策マニュアル等を踏まえ、受講者の所属する機能班が中心的役割を果たす緊急事態区分を選定し提案すること。なお、緊急事態区分設定は、受講生個々の所属する機能班ごとに選定し提案すること。なお、同一機能班から複数の受講申し込みがあった場合は、一人と数えて差し支えない。

設定した緊急事態区分を踏まえ、機構との協議のもと、図上演習資料を作成する。

受注者は、令和5年度事業報告書に示す中核人材研修Ⅱ-1（国要員）及び中核人材研修Ⅱ-2（国要員）の成果を活用するとともに、受講者に係る情報を機構から入手したうえで、受講者の所属機能班における経験年数、これまでの当該研修受講回数、機能班マニュアルをはじめ関連法令等の習熟度、緊急時対応経験等を踏まえて現有力量を分析し、到達レベルを個々に設定したうえで、それに応じた設問案を提案すること。設問は全部で25問程度作成し、設問の意図が明確となるよう機構に提案を行うこと。

上記で示した個々の受講生の力量分析、到達レベル設定に応じて受講申し込み者分の設問を作成提案すること。なお、同一機能班から複数の受講申し込みがあり、受講者の力量に著しい差が生じないと判断した場合は、複数人を一人と数えて差しえない。

研修で受講者の回答について正誤を確認し、次回以降の当該研修設問、次の「(2)機能班別能力向上研修」の設問へ反映できるよう取りまとめたうえで機構に提案すること。

③運営業務支援内容

演習の運営にあたり、受講者の力量に応じた的確なファシリテーター実施可能者を最低2名派遣すること。

派遣者は、機構が行うファシリテーションの補助として、受講者から得られる回答を機構が用意する演習中取りまとめ資料に入力作業も同時に実施できること。また、一部のファシリテートを代行できること。なお、演習中取りまとめ資料は、会場においてプロジェクター投影されており、必要に応じて、受講生とのブレインストーミングに活用するため、短時間で正確にPCに入力するスキルを有すること。

(2) 機能班別能力向上研修

①研修概要

研修目的：関係法令を踏まえ、各機能班の活動を定めた機能班マニュアルの整合結果を受けて、同一機能班の拠点間、拠点内機能班間における連携や意思決定プロセスの所掌範囲の再確認を要する事項について、意見交換等を通じて機能班マニュアルの改訂、自機能班活動の理解を深めることを目体とする。

受講対象者：官邸/ERC/OFCで活動する機能班要員等

場所：東京（機構にて会場を手配）

日程：1回あたり半日

開催回数：3回

時期：令和6年7月頃、令和6年9月頃、令和7年1月頃予定

受講者数：15名（想定）

受講者想定：内閣府（原子力防災担当）、原子力規制庁の職員等

②企画補助内容

機構がこれまで実施してきた全機能班マニュアルの整合確認において確認された、同一機能班の拠点間や拠点内機能班の連携に係る不整合事項や令和5年度原子力総合防災訓練の課題事項を基に、内閣府と協議のうえ対象機能班を決定する。

受注者は、対象となる機能班の不整合事項を確認し、機能班間の連携の向上、懸案の認識合わせ、課題解決につながる課題設定を行い、ディスカッション方式、研修シナリオ方式等の研修実施形式を提案すること。

提案に基づいて、本研修が最も効率的、かつ合理的に実施できるよう設問設定方針検討し、提案に含めること。その際、令和5年度事業報告書に示す中核人材研修Ⅱ-1（国要員）、中核人材研修Ⅱ-2（国要員）及び機能班別能力向上支援の成果を活用すること。

設問設定方針検討にあたっては、受講者は対象機能班の機能班班長、班長代理、意思決定者をサポートする中核的な活動を行う要員が中心となることを前提として差し

支えない。

③運営業務支援内容

演習の運営にあたり、設定テーマの難易度に応じた的確なファシリテーター実施可能者を1回あたり最低1名派遣する。

派遣者は、機構が行うファシリテーションの補助として、受講者から得られる回答を機構が用意する演習中取りまとめ資料に入力作業も同時に実施できること。また、一部のファシリテートを代行できること。なお、演習中取りまとめ資料は、会場においてプロジェクター投影されており、受講生とのブレインストーミングに活用するため、短時間で正確に議論の内容をPCに入力するスキルを有すること。

(3) 実務人材研修（防護措置の情報共有）

①研修概要

研修目的：原子力災害時において国の指示に基づき防護措置を的確に実施するため、地域の地理的条件に基づく防護措置の実施要領として検討すべき内容を演習と通じて理解するとともに、実施要領に基づき関係機関と情報共有すべき内容について理解を深めることを目的とする。

受講対象者：関係道府県及び市町村において意思決定者をサポートする災害対策本部要員及び実務要員

場所：関係道府県内の貸し会議室（東通地域、女川地域、福井地域、浜岡地域、伊方地域、川内地域における開催を想定）

日程：1回あたり1日

開催回数：6回

時期：令和6年7月頃～令和7年1月頃予定

受講者数：20名（想定）

受講者想定：対象地域の道府県及び関係市町村職員

研修実施形式：座学と演習（地域によって2種類（従来型、試行型）の演習を実施）

従来型演習（4地域を想定）：各事態における地域内の道府県、関係市町村が防護措置を講じるにあたって実施する事項の確認、検討を実施する

試行型演習（2地域を想定）：自治体災害対策本部が講じる住民防護措置の対応を仮定の事故シナリオに基づき検証する

②企画補助内容

内閣府、地方公共団体と協議のうえ、機構が実施地域を選定する。

受注者は、機構が行う事故進展に応じた防護措置の判断・実施に係る座学を踏まえ、内容の重複がないよう、緊急時対応のマネジメント、組織間連携及び緊急時対応にかかるリスクマネジメントに係る補足的資料の作成提案を行うこと。

受注者は、機構が選定した地域における道府県及び関係市町村の地域防災計画、広域避難計画、内閣府の緊急時対応（制定されていない場合は、協議会資料）を基に、各事態における具体的な防護措置の整合性について検証を行い、ボトルネックとして挙げられるテーマについて提案を行うこと。

従来型演習実施にあたっては、地域の実情を踏まえたうえで、特筆すべき事項を優先的にテーマ選定し、研修の場で道府県及び関係市町村担当者が課題解決に向けた意識を持てる設問内容を提案すること。

試行型演習実施にあたっては、機構で重点的に対応を検証する市町村を選定し、0IL2を超過した地域が特定された際に講じる現有計画等に基づいた防護措置について、対応の実効性、有効性を受講生が検証できるようなシナリオを提案すること。

いずれの演習における提案検討においては、令和5年度事業報告書に示す実務人材研修（防護措置に係る情報共有等）の成果を活用すること。

研修で受講者の回答を取りまとめ、地域特有の課題や良好事例を取りまとめ他地域の研修設問や補足説明、事例紹介ができるよう機構に提案すること。

③運営業務支援内容

研修の運営にあたり、受講者の力量に応じた的確なファシリテーター、演習コントローラー実施可能者を最低2名派遣すること。

従来型演習においては、派遣者は、機構が行うファシリテーションの補助として、受講者から得られる回答を機構が用意する演習中取りまとめ資料に入力作業も同時に実施できること。また、一部のファシリテート及び講義を代行できること。なお、演習中取りまとめ資料は、会場においてプロジェクター投影されており、受講生とのブレインストーミングに活用するため、短時間で正確に議論の内容をPCに入力するスキルを有すること。

試行型演習においては、派遣者は、機構が行うコントローラー補助を的確に実施し、受講生の状況に応じてその場で助言を実施すること。また、一部のコントローラー及び講義を代行できること。

(4) 実務人材研修（バスによる住民避難等）

①研修概要

研修目的：原子力災害時において、バスによる避難や一時移転を行う際の地方公共団体の役割を理解するとともに、これに基づき事前に備えておくべき事項を理解し、適切な計画策定ができる能力を育成することを目的とする。

受講対象者：関係道府県及び市町村において、バスによる住民避難等の計画策定担当者及び災害対策本部における実務要員

場所：関係道府県内の貸し会議室（東通地域、川内地域における開催を想定）

日程：1回あたり1日

開催回数：2回

時期：令和6年7月頃～令和7年1月頃予定

受講者数：20名（想定）

受講者想定：対象地域の道府県及び関係市町村職員

研修実施形式：座学と演習

ディスカッション型演習：緊急事態区分ごとのバス避難において実施すべき事項について、道府県、関係市町村それぞれの対応すべき事項の確認、検討を実施する演習

試行型演習：前日の(3)実務人材研修（防護措置の情報共有）試行型演習で想定したOIL超過地域における住民のバス避難オペレーションを検証する図上演習

②企画補助内容

内閣府、地方公共団体と協議のうえ、機構が実施地域を選定する。

受注者は、機構を選定した地域における道府県及び関係市町村の地域防災計画、広域避難計画、制定されている地域のバス運行要領、内閣府の緊急時対応（制定されていない場合は、協議会資料）を基に、各事態における具体的なバス避難の整合性について検証を行い、ボトルネックとして挙げられるテーマについて提案を行うこと。

ディスカッション型演習実施にあたっては、地域の実情を踏まえうえて、特筆すべき事項を優先的にテーマ選定し、研修の場で道府県及び関係市町村担当者がバス避難における懸案事項、お互いの連携について意識を持てる設問内容を提案すること。

試行型演習実施にあたっては、実務人材研修（防護措置の情報共有）と同様にOIL2を超過した地域が特定された際に講じる現有計画等に基づいたバス避難について、対

応の実効性、有効性を受講生が検証できるようなシナリオを提案すること。

機構が選定した実施地域に、バス運行要領が制定されていない場合もある。その際は、ディスカッション型演習、試行型演習において、バス運行要領制定につながる演習内容を検討し、機構に提案すること。

いずれの演習における提案検討においては、令和5年度事業報告書に示す実務人材研修（バスによる住民避難等）の成果を活用すること。

研修で受講者の回答を取りまとめ、地域特有の課題や良好事例を取りまとめ他地域の研修設問や補足説明、事例紹介ができるよう機構に提案すること。

③運営業務支援内容

研修の運営にあたり、受講者の力量に応じて的確なファシリテーター、演習コントローラー実施可能者を最低2名派遣すること。

ディスカッション型演習においては、派遣者は、機構が行うファシリテーションの補助として、受講者から得られる回答を機構が用意する演習中取りまとめ資料に入力作業も同時に実施できること。また、一部のファシリテート及び講義を代行できること。なお、演習中取りまとめ資料は、会場においてプロジェクター投影されており、受講生とのブレインストーミングに活用するため、短時間で正確に議論の内容をPCに入力するスキルを有すること。

試行型演習においては、派遣者は、機構が行うコントローラー補助を的確に実施し、受講生の状況に応じてその場で助言を実施すること。また、一部のコントローラー及び講義を代行できること。

本研修実施にあたっては、(3)実務人材研修（防護措置の情報共有）と連日開催を基本とすること。

2. 3 定期的な進捗報告

2. 1～2. 2の業務の進捗状況について資料を作成し、契約期間中に6回程度（オンラインによる実施を予定）、所定の報告を行うこと。その際には議事録を作成し、1週間を目途に提出すること。報告を実施する場所については、機構が別途指示する。

また、新型コロナウイルスの影響等により機構が指示する場所で報告実施が困難な場合、機構と十分打合せの上、代替の方法で実施すること。

2. 4 報告書の作成

上記の2. 1～2. 2の実施内容について、調査結果及び実施状況等について問題点等が明確となるように整理し、報告書に取りまとめる。報告書には、研修訓練のカリキュラム案、研修教材案を含めること。

以上

参考1. 中核人材研修Ⅱのカリキュラム例

	項目	時間	内容	分担
1	オリエンテーション	5分	・タイムスケジュール、演習内容、 進め方の説明	機構 受注者補助
2	演習【ブラインド形式】	50分	・各フェーズにおける基本対応等	機構 受注者補助
3	振り返り	20分	・検討結果の振り返り、意見交換、 アンケート記入	機構 受注者補助

注：1回あたり最大5コマ用意し、研修受講者数に応じて、上記1～3を繰り返す。受講者数が多い場合は、複数の会場で並行して実施する。

参考2. 実務人材研修（防護措置に係る情報共有）カリキュラム例

	項目	時間	内容	分担
1	開講	5分	・事務連絡	機構
2	【要点解説1】事態進展に応じた対応の流れ	50分	・事態の進展に応じた国の対応 ・県、市町村に期待される対応 ・要請文、指示文等の事例	機構
3	【要点解説2】住民防護措置の判断・実施について	70分	・事態進展の流れ、防護措置に関する現行計画・マニュアル上の定め、優先順位の考え方について説明	受注者
4	【要点解説3】原子力総合防災訓練における取組について	20分	・原子力総合防災訓練にて実施された内容について紹介	受注者
5	図上演習の概要	15分	・図上演習の進め方、ルール説明	受注者
6	【図上演習】各事態における対応	210分	・演習Ⅰ：警戒事態における対応 ・演習Ⅱ：施設敷地緊急事態における対応 ・演習Ⅲ：全面緊急事態における対応 ・演習Ⅳ：OIL2における一時移転等の対応	機構 受注者補助
7	研修についての意見交換	30分	・研修に対する要望、改善点等について	機構
8	閉講	5分	・事務連絡	機構

参考3. 実務人材研修（バスによる住民避難等）カリキュラム例

	項目	時間	内容	分担
1	開講	20分	・事務連絡	機構
2	【講義】 バスによる住民 避難の実務	100分	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第一原子力発電所事故時の住民避難 ・バスによる住民避難のタイムライン ・バス避難時の道府県・市町村の業務と実施体制 ・バス避難における道府県及び市町村の連携 ・平常時におけるバス避難の準備 	機構
3	【講義・演習】被 ばく線量予測シ ステム	60分	【講義】被ばく線量予測システムの概要	機構
			【演習】受講者による被ばく線量予測システムの操作 体験	
			・被ばく線量予測に関する意見交換	
3	【演習】 バスによる避難 における対応	130分	【グループワーク】 緊急事態ごとに、バスによる避難等に伴い関係道府県 及び関係市町村が実施すべき事項の検討	機構 受注者 補助
			・地域のバスによる住民避難に関する意見交換	機構 受注者 補助
4	研修全体の振り 返り	20分	<ul style="list-style-type: none"> ・研修全体に関する意見交換 ・質疑応答 ・アンケート記入 	機構
5	閉講	5分	・事務連絡	機構